

# 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 法的根拠

成年後見制度利用促進法（平成 28 年法律第 29 号）では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、国基本計画においては、市町村が計画に盛り込むことが望ましい内容も示されています。

(市町村計画を定めるに当たって盛り込むことが望ましい内容)

- ▶権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
  - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ▶地域連携ネットワーク及び中核機関の 4 つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ▶「チーム」・「協議会」の具体化の方針
- ▶成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

## 2 地域福祉計画に包含する理由

成年後見制度の目的は、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることであり、福祉関係の上位計画である地域福祉計画に包含することで福祉部門の連携を図りやすい方法で対応したいと考えています。

## 3 その他

今後、新しい「箱もの」整備ではなく、中核機関や権利擁護施設の地域連携ネットワークの「機能」をどう整備し、充実させていくかどうかという視点で担うべき具体的機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果）を検討していく。